

昭和17～22年三重県現住人口調査

戸数・男女別総人口・職業別有業人口

附 昭和21年三重県農家・非農家別人口

昭和16年から21年に至る6年間の三重県統計書は未刊である。この間に於ける人口統計の空白をいくらかでも補いたいというのがこの小冊子である。

昭和17～22年現住人口調査職業別有業人口は何れも12月31日現在の表式調査であり、国勢調査人口を基礎とし戸籍によって年間の人口動態を調査して作成、衛生年報の一部として各市町村より報告されたものである。本資料は統計課に保存されている市町村別中間集計表によって作成した。

22年の三重県統計書の本統計は郡市表であり、市町村別が掲載されていないため、22年を本書に掲載した。

昭和21年農家非農家別人口は昭和21年4月26日現在の調査であり、連合軍司令部の指令により「資源調査法」に基づいて実施された人口調査の一表である。本資料も統計課に保存されている市町村別中間集計表によって作成した。

(参 考)

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更 (昭和17～昭和22年)

- 昭和17. 2. 1 鈴鹿郡庄野村と牧田村との間に境界変更。
 - 〳〳 四日市市と三重郡大矢知村との間に境界変更。
- 〳 17. 5. 5 名賀郡蔵持村、薦原村及び箕曲村を廃し、その区域を名張町に編入。
- 〳 17. 5.30 三重郡神前村と川島村との間に境界変更。
- 〳 17. 6.10 志摩郡坂手村を廃し、その区域を鳥羽町に編入。
- 〳 17. 7. 1 阿山郡東柘植村を柘植町とする。
- 〳 17.12. 1 鈴鹿郡国府村、庄野村、高津瀬村、牧田村、石薬師村及び河芸郡白子町、神戸町、稻生村、飯野村、河曲村、一ノ宮村、箕田村、玉垣村、若松村を廃し、その区域をもって鈴鹿市を設置。
- 〳 18. 8.31 安濃郡神戸村、安東村及び櫛形村を廃し、その区域を津市に編入。
- 〳 18. 9.15 三重郡四郷村及び内部村を廃し、その区域を四日市市に編入。
- 〳 18.12. 1 度会郡大湊町、宮本村及び浜郷村を廃し、その区域を宇治山田市に編入。
- 〳 21. 6.20 三重郡保々村の一部(人口異動なし)を下野村に編入。
- 〳 22. 7. 1 河芸郡白塚村を白塚町とする。